資料２８

強姦罪における暴行・脅迫の程度に関する裁判例

【強姦罪の成立が肯定された例】

○　最判昭和３３年６月６日

なるほど，所論引用の当裁判所判例は，刑法一七七条にいわゆる暴行脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以つて足りると判示している。しかし，その暴行または脅迫の行為は，単にそれのみを取り上げて観察すれば右の程度には達しないと認められるようなものであつても，その相手方の年令，性別，素行，経歴等やそれがなされた時間，場所の四囲の環境その他具体的事情の如何と相伴つて，相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべきである。そして原判決の判示するところも，第一審判決の認定した被告人等三名の判示午後八時頃から翌午前二時頃までに亘る一連の行動によれば，被告人等三名が原判決が判示するような善良純真な少女である本件被害者に対し，深夜他に人気のない判示校庭，附近の公園等の環境を背景にして，同女の身辺につきまとつてその帰宅を妨げるため逮捕監禁の手段にも等しい判示暴行行為をなしていると同時に，被告人等三名の集団的な威力により場合によつては相手方の生命身体等に危害を加えるかも知れないという脅迫的態度を暗示して脅迫した事実を認めることができ，本件被害者はこの暴行脅迫によつて恐怖のあまり抗拒不能に陥りついに第一審判決認定のような姦淫の被害を受けるに至つたものと認められるとした趣旨である。されば，原判決の判示には，所論のように，強姦罪における暴行脅迫が相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものでなくともよいとの挙示の判例に相反する判断は少しも示されていないのである。所論は，結局，原判決の証拠の取捨選択，証拠の価値判断を非難し，前記の暴行および脅迫によつて本件被害者が抗拒不能に陥つたとの原判決の認定を論難するものであつて，事実誤認の主張に帰し上告適法の理由とならない。

○　徳島地判平成２４年１１月２２日（被告人控訴（量刑不当）：控訴棄却）

（罪となるべき事実）

被告人は，徳島市内において，美容院を経営していたが，平成２４年３月１８日，初めて同店に客として訪れた被害者（当時２２歳）に対するカットやカラーの施術の間，被告人と同年代の男性とキスをすることや交際することについて，被害者が肯定的な受け答えをし，メールアドレスの交換にも応じるなど期待を持たせるような言動をしたことから，このまま強引に誘えば被害者が被告人と交際してくれるかもしれないと誤解をした。被告人は，同日午後３時ころ，同店舗内シャンプー台に被害者を仰向けに寝かせ，第三者が店舗内に入って来ないように同店舗出入口のドアの鍵をかけ，被害者のシャンプーを終えると，いきなり被害者にキスをした。被告人は，被害者にキスをしたことにより，性的に興奮したことから，このまま被害者と性交できるかもしれないと誤解を深め，被害者の髪を乾かしている途中，同日午後３時３０分前後ころ，自己の性欲の赴くまま被害者と性交しようと考え，被害者の手首をつかむと，そのまま被害者を引っ張り，同店舗内休憩室に連れ込んだ。そして，被害者の背後から被害者に抱きつくと，被害者

の両脇下から両手を被害者の胸の前にまわし，服の上から被害者の両乳房をもんだ。さらに，被害者がこれに抵抗して両脇をしめたことから，今度は無理矢理に被害者の服の襟元から右手を差し入れてその左乳房をもむなどした。被告人は，その後，被害者の着用していたショートパンツ及びパンティー等を無理矢理引き下げると，被害者を同休憩室内ソファーに押し倒した上，被害者に自己の勃起した陰茎を無理矢理触らせて，興奮した様子で「はめらせて」などと繰り返し迫り，これを拒否して太ももを閉じた被害者の陰部付近を無理矢理触った後，その陰部に手指を挿入するなどし，以上の一連の暴行・脅迫により被害者の抵抗を著しく困難な状態にして，無理矢理被害者と性交しようとした。しかし，避妊具なしでの性交を被害者が強く拒絶したことから，被告人が性交を思いとどまるとともに，被害者が同休憩室から逃げ出したため強姦の目的を遂げなかった。そして，その際，被害者の陰部に手指を挿入するなどした暴行により，被害者に対し，治癒期間約１週間の膣壁擦過傷，左小陰唇擦過傷の怪我を負わせた。

（事実認定の補足説明）

当裁判所は，当公判廷における被告人の供述及び被害者の供述並びに関係各証拠から，前記罪となるべき事実記載の事実を認めた。そして，これらの事実関係からすると，被告人には強姦致傷罪が成立するものと認めた。

すなわち，本件店舗には，被告人と被害者の２人だけしかおらず，店舗の出入口は被告人により施錠されていた。また，被告人と被害者は初対面であり，被害者は，美容院の客として施術を受けている途中に，突然被告人からキスをされ，狭く薄暗い店舗奥の休憩室内に連れ込まれており，通常の人であれば，この時点で相当な恐怖を抱くものといえる。そして，被害者は，このような状況下，相当な体格差のある被告人から前記一連の暴行・脅迫を受けている。このような状態になれば，通常の人であれば，抵抗することは著しく困難なものであるといえ，被告人は，強姦罪の手段としての暴行・脅迫を行ったものと認められる。

なお，弁護人は，被害者が抵抗した様子は認められない旨主張しているが，被告人と被害者の体格差などから，被害者において抵抗及ばず被告人のなすがままに休憩室に連れ込まれ，ソファーに押し倒されるなどしたのであって，被告人がその抵抗に目をむけず，自己の都合のよいように解釈したにすぎない。そして，被告人は，判示記載の一連の行為を十分認識した上で行っており，さらに，被告人の供述を前提としても，被告人は，被害者が抵抗し，性交を拒否していることを十分認識していたものと認められるから，強姦の故意にも何ら欠ける点はない。

○　新潟地判平成２４年９月２１日（自然確定）

（罪となるべき事実）

被告人は，カラオケ店で声をかけて同席していた被害者（当時２３歳）に欲情し，平成２４年４月１８日午前４時５０分頃から同日午前５時１０分頃までの間，新潟市内にあるカラオケＢＯＸ１３号室において，同人に対し，上半身を押し，逃れようとしてソファに倒れた同人の下着等を無理矢理脱がした上，両足を広げるなどの暴行を加え，その反抗を著しく困難にして同人と性交し，逃れようとした同人の頭髪をつかむなどの暴

行を加え，上記一連の暴行や，これから逃れようとした同人が左膝を机にぶつけたことにより，同人に全治約１０日間を要する後頭部打撲，左顎関節部打撲及び左膝打撲の傷害を負わせた。
（量刑の理由（抜粋））
　姦淫するために殴る蹴るなどの積極的暴行は加えていないし，被害者のけがも重くなく，態様の悪質性，傷害結果は同種事案の中では軽い。深夜のカラオケ店で，部屋代を奢るという誘いに応じ，相当量飲酒し，連絡先を交換するなどしながら数時間を共に過ごす中，友人が帰った後も女性一人で部屋に残り，被告人から肩に腕を回されたり，抱きつかれたりしても強く抵抗していなかった被害者に対し，にわかに欲情を高めて犯行に至ったという経緯も，侵入強姦や路上強姦の事案と比較し，悪質とはいえない。

○　東京地判平成２４年８月１０日（被告人控訴（量刑不当）：一審は実刑判決であったが，刑訴法第３９７条第２項により破棄，自判して執行猶予とした）
（罪となるべき事実）
　被告人は，ボクシングジムの会長をしていたものであるが，平成２２年１０月１９日夜，東京都内のスポーツジム内で１人で仕事をしていたところ，たまたま忘れ物を取りに同ジムにやって来た会員である被害者（当時３６歳）と性交しようと思い，同ジム内において，同女に背後からいきなり抱き付いたが，同女がこれに抵抗したことから，暴行を用いて同女を姦淫しようと考え，同日午後１０時４６分過ぎ頃から同日午後１１時４１分頃までの間，同女に対し，仰向けに倒れ込んだ同女に馬乗りになり，着衣をめくり上げて乳房を舐め，下着の上から陰部を触るなどの暴行を加え，その反抗を著しく困難にして同女と性交しようとしたが，自己の意思により犯行を中止し，姦淫の目的を遂げなかったものである。
（争点に対する判断（抜粋））
　弁護人は，①被告人は被害者に馬乗りになったことはなく，他に反抗を抑圧する程度の暴行又は脅迫を加えていない（中略）旨主張する。
　（中略）
　以上のとおり信用できる被害者の供述によれば，被告人が被害者に馬乗りになるなど判示のとおりの行為に及んだ事実が認められる。そして，これらの行為態様に，夜間に被告人と被害者が２人きりの状態にあったことなど関係証拠から認められる状況を併せ勘案すれば，被告人の判示行為が被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行であったことは認めるに十分である。

【強姦罪の成立が否定された例】

○　東京高判平成２６年９月１９日（自然確定）

（一審が認めた罪となるべき事実）

被告人は，平成２５年２月２５日午後８時３０分頃，千葉県内の小学校校庭内において，被害者（当時１５歳）に対し，その正面から同人の肩を手で押してその背後にあるコンクリートブロックに同人の背中を押し付け，同人着用のブラジャー内に手を差し入れてその乳房をもみ，さらに，同人の背後から，同人がスカートの下に着用していたパンツ等を足首まで無理矢理引きずり下ろすなどの暴行を加えてその反抗を著しく困難にし，強いて同人を姦淫した。

（暴行脅迫の程度に関する一審の判示（要旨））

夜間に，当時１５歳の中学３年生であり，飲酒の影響下にもあった被害者に対し，小学校の校庭内の校舎から見えにくく暗い場所において，その肩を押してコンクリートブロックの際に追い込み，キスをしたり乳房を触るなどした後，向きを変えさせて背後から被害者と性交し，その間，被害者が，「やめて」と言いながら，被告人の手を押さえたりズボンを脱がされまいとするなどの抵抗をしても，性交等をやめなかったというものであるから，被告人は，被害者の，男性（被告人）との性交渉に関する自由な意思決定を妨げ，被告人との性交を拒絶することを著しく困難にさせるのに足りる有形力の行使をしたものと認められる。

（本判決の判示（要旨））

原判決について，「強制わいせつ罪における暴行の程度が，一般には，強姦罪と同様に，被害者の抵抗を著しく困難にする程度とされていながら，暴行自体が強制わいせつ行為でもある場合を説明するに当たり，被害者の意思に反するものであれば足りるように解釈運用されていることから，原判決は，実質的には，強姦罪においてもこれと同等の暴行があれば足りるもののように解したと思われなくもない。仮にそうであるとすれば，そのような理解は，暴行自体がわいせつ行為となり得る強制わいせつ罪と暴行が性交の手段である強姦罪との行為の性質の相違を看過するものであって，正当とはいえない。強姦罪が成立するためには，その手段である暴行は，あくまでも性交についての抵抗を著しく困難にする程度のものでなければならず，その意思に反するものでは足りないと解される」とした上，

・　「被告人は，女生徒（引用注：被害者）の肩を押して背中をコンクリートブロックに押し付けた以外は，合意の上での性交の場合にも伴うような行為に及んだにとどまり，女生徒の抵抗を排除するような暴行脅迫は加えていない。さらに，性交の際の両者の体勢によれば，女生徒が足をばたつかせるなどしさえすれば，性交を容易に妨げることができたといえる。そうすると，本件における性交が，夜間に小学校の築山の裏側という人気もなく暗い場所で行われたものであり，被告人が当時２５歳の成人男性であるのに対し，女生徒は当時１５歳の小柄な中学３年生であることを考慮しても，被告人が女生徒の抵抗を著しく困難にする程度の暴行を加えたということはできない。」とし，

・　さらに，飲酒の影響についても，「飲酒が女生徒の身体等に与えた影響は，その飲酒

量や事実の経過からみて，それほど大きいものとは考えられない」「女生徒の左膝の負傷等がその運動能力に一定の制約を与えたことは認められるものの，女生徒は，飲酒場所から性交現場まで２キロメートル以上を歩き，性交の際にもズボンを下ろされないようにつかんだり，被告人の手を押さえるなどの抵抗をしたというのであるから，それなりの運動能力を保持していたものと認められる」と認定した上で，「運動能力の制約は，それほど大きいものとはいえず，当裁判所の事実取調べの結果を加えても，被告人が女生徒の抵抗を著しく困難にする程度の暴行を加えて性交に及んだと認めることはできにない。」とし，
原判決を破棄して無罪を言い渡した。

○　大阪地判平成２０年６月２７日（自然確定）

（公訴事実）
被告人は，平成１９年６月１２日午後９時ころ，大阪市内の路上に停車した普通乗用自動車内において，被害者（当時１４歳）に対し，その手を払いのけ，その両足を無理矢理開いた上，同女に覆い被さるなどの暴行を加えて，その反抗を抑圧し，強いて同女を姦淫したものである。

（判示（要旨））
・　「被告人が被害者の陰部を触ろうとした際に，被害者が足を閉じたこと，性交の前に，被害者が「今日はやめて。」と言い，足を閉じていたが，被告人は，「入れるまではせえへん。」と言うなどし，被害者の足を開け性交したとの被害者の供述の信用性は高く，この点に関する被告人の公判供述は採用できない。」
・　本件公訴事実中，被告人が本件現場で，被害者に対し，その両足を開いた上，同女に覆い被さり，同女と性交した事実は認められる。なお，被害者の手を払いのけた点は，被害者は公判で供述しておらず，この点についての捜査段階の被告人供述の信用性には慎重な考慮が必要とされることに照らすと，証拠上認定することはできない

としつつ，反抗を著しく困難にする程度の暴行の認定に消極的に働く事情として
・　被害者も被告人との交際に対して積極的であった
・　被害者は，本件当日，被告人に会う前に，化粧，着替え及び入浴をして身支度を整えており，被告人もそのことを認識していた
・　本件直前，被告人は，車の中で，被害者に付き合うか尋ね，被害者がこれを承諾しており，性交を受け入れたものと被告人が考えても不自然ではない人的関係にあった
・　被告人は，本件現場に行くまでの間に被害者とキスをし，本件現場において，後部座席に被害者を誘い，後部座席を倒した後に，被害者は後部座席に移動して，任意に寝転がり，被告人とキスをしている。そうすると，被害者は，被告人とは，強く抵抗することが困難な関係にはなく，被告人の方も，被害者の抵抗に対して多少強引に迫れば，被害者もあきらめ，同意により性交できると期待しても不自然ではない
・　被害者の公判供述によっても，「やめて。」というのは，被告人に聞こえる程度の声であり，叫ぶなど強い拒絶の様子を示したとまでは認められない
・　その抵抗の態様は，被告人の肩ないし腕を手で押さえたり，上記のとおり，容易に

開かれる程度に足を閉じていたと言うにとどまり，パンツを脱がされるときには，パンツを持っていない

・　ジャージのズボンとパンツには，脱がされるに際して破れた形跡はなく，被害者自身「あっさりと私の両足を開き」と供述しており，足を固く閉じていたとまでは認められないし，開かれた後，必死で抵抗したとの状況ではなかった
・　本件自動車を運転し，本件現場に停車した被告人は，本件現場が被害者と待ち合わせをした場所や被害者の通う中学校から１キロメートル前後の距離にある，南側は住宅地となっている公道上であることは認識していたとみられる

ことがある旨指摘した上で，「被告人が被害者の足を開く行為及び被害者に覆い被さる行為が，反抗を著しく困難にする程度の有形力の行使であるとは認めがたい。」「被告人は，被害者が拒否的な態度を示しつつも，最終的には大きな抵抗もないことから，自己との性交を消極的ながら受け入れていたと誤信していた疑いは払拭できない。」と判示している。